

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年11月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 議第 7号 農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 3番 内 山 敏 雄 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 6番 捧 譽 委員 | 7番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 9番 佐 藤 満 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員 |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 横 山 一 雄 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |
| 29番 渡 邊 一 英 委員 | 30番 原 正 利 委員 |

31番 小 師 勉 委員 32番 目 黒 伸 一 委員
33番 山 田 佳 典 委員 34番 蒲 澤 正 委員
35番 小 林 六 一 委員

欠席委員 2名

2番 鶴 卷 純 一 委員 15番 山ノ内 正 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 堀 雅 志
事 務 局 次 長 斎 藤 公 明
経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝
経営基盤係主任 堀 江 定 昭

午前9時35分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたしたいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。14番、村山佐喜雄委員、22番、野水敏秋委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、1番、大桃伸之委員、34番、蒲澤正委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

1番（大桃伸之委員）

1番、大桃、議事参与の件で退席いたします。

34番（蒲澤 正委員）

34番、退席します。

（午前9時40分 1番大桃伸之委員、34番蒲澤 正委員退席）

議長（野崎会長）

では、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

大変恐縮でございますが、議第1号説明の前に、お配りしております議案訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げます。

議案の17ページをお願いしたいと思います。議案17ページ、一番上段の132番でございます。この中で、申請土地の地番が「521-1」ということで記載をさせてもらいましたが、正しくは「821」でございました。面積につきましても、「88㎡」と記載されておりますが、正確には「474㎡」でございます。

これに伴いまして合計が変わってきますので、28ページをお願いいたします。28ページ、合計欄でございます。合計の欄、下から6行目になりますが、再設定3年の面積が「345,810.95㎡」と記載されてありますが、正しくは「346,196.95㎡」でございます。最下段の合計面積「838,150.65」と記載されておりますが、正しくは「838,536.65㎡」に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

28ページをお願いいたします。28ページでございます。今月の申請は新規設定30件、面積20万940.9㎡、再設定119件、58万724.75㎡、利用権移転7件、4万2,565㎡、所有権移転6件、1万4,306㎡であります。合計では162件、83万8,536.65㎡であります。

それでは、お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。47番から順にご説明いたします。47番から52番の6件につきましては、先ほど開催をされました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

47番は、塚野目地内の農地1筆、1,590㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり85万円です。

続きまして、48番は、金子新田地内の農地1筆、1,215㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり60万円であります。

49番は、同じく金子新田地内の農地1筆、1,201㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり60万円であります。

続きまして、50番は、中野原地内の農地1筆、2,192㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり40万円であります。

51番は、同じく中野原地内の農地3筆、2,156㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり40万円であります。

52番は、同じく中野原地内の農地1筆、2,952㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり40万円であります。

次の53番から7ページの82番までの30件は、新規に1年から10年間それぞれ利用権設定するものであります。53番から順に説明を申し上げます。

53番は、田屋地内外の農地計6筆、6,169㎡を1年間、54番は、北野新田地内の農地1筆、59㎡を3年間、55番は、上保内地内の農地15筆、6,727.3㎡を同じく3年間、56番は、石上3丁目地内の農地5筆、3,737㎡を3年間、57番は、新光地内外の農地計9筆、7,897㎡を3年間、続きまして58番でござい

ます。58番は、上保内地内の農地13筆、1,544.24㎡を3年間、59番は、月岡地内外の農地計38筆、1万4,677.29㎡を3年間、60番は、北潟地内の農地3筆、1万2,624㎡、3年間、61番は、葎谷地内の農地1筆、1,504㎡を3年間、62番は、福島新田地内外の農地計3筆、3,063㎡を6年間、63番は、石上2丁目地内外の農地計6筆、4,854㎡、同じく6年間、64番は、塚野目地内外の農地計9筆、1万2,897㎡を6年間、65番は、塚野目3丁目地内の農地11筆、8,677㎡を6年間、66番は、北野新田地内の農地1筆、1,350㎡を6年間、67番は、若宮新田地内の農地3筆、7,952㎡を6年間、68番は、福島新田地内の農地5筆、6,986.07㎡を6年間、続きまして69番でございます。69番は、川通中町地内の農地3筆、1万8,545㎡を8年間、70番は、柳場新田地内の農地1筆、3,193㎡を10年間、71番は、塚野目地内外の農地計8筆、4,142㎡を10年目、72番は、塚野目地内の農地2筆、3,928㎡を10年間、73番は、柳川新田地内の農地4筆、2,021㎡を10年間、74番は、東三条2丁目地内の農地1筆、1,703㎡を10年間、75番は、大島地内の農地10筆、9,444㎡を10年間、76番は、荻島地内の農地3筆、3,093㎡を10年間、77番は、山王西地内の農地4筆、1万5,550㎡を10年間、続きまして78番は、中野原地内の農地1筆、1,111㎡を10年間、79番は、笹岡地内外の農地計7筆、1万4,739㎡を10年間、80番は、福岡地内外の農地計10筆、5,723㎡を10年間、81番は、馬場地内の農地23筆、1万4,188㎡を10年間、82番は、桑切地内の農地1筆、2,843㎡を10年間、以上30件につきましては、それぞれ新規に利用権設定するものであります。

次の83番から26ページになりますが、196番までの114件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

27ページをお願いいたします。27ページでございます。197番から203番の7件につきましては、利用権移転をするものであります。

197番は、須戸新田地内外の農地計2筆、2,786㎡、1年間、198番は、須戸新田地内外の農地計6筆、9,120㎡を4年間、199番は、柳場新田地内の農地1筆、621㎡を6年間、200番は、白山新田地内の農地2筆、1万5,497㎡を同じく6年間、201番は、鶴田地内の農地1筆、2,023㎡を8年間、202番は、須戸新田地内の農地10筆、1万477㎡を8年間、最後に203番は、須戸新田地内の農地5筆、2,041㎡を8年間、以上7件につきましては、それぞれ利用権移転するものであります。

次の204番から208番までの5件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果

報告を願います。

第1調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、11月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時20分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定30件、再設定119件、利用権移転7件、所有権移転6件、合計件数162件、面積で83万8,536.6㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時55分 1番大桃伸之委員、34番蒲澤 正委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。議第1号『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。
議案の34ページをお願いいたします。34ページでございます。今月の申請分は、55番までの19件、面積にしまして11万9,961.3㎡及び競落報告として56番の1件、2,946㎡で、合計20件、面積にしますと12万2,907.3㎡であります。

それでは、お戻りをいただきまして、29ページをお願いいたします。29ページの37番から順にご説明をいたします。

37番は、矢田地内の農地2筆、538㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約47万円であります。

38番は、駒込地内の農地1筆、126㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり10万円であります。

39番は、同じく駒込地内の農地1筆、385㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり10万円であります。

40番は、北五百川地内の農地2筆、352.91㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり10万円であります。

41番は、同じく北五百川地内の農地1筆、1,595㎡を譲り受け人が相手方の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり50万円であります。

42番は、南中地内の農地1筆、317㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約160万円あります。

43番及び44番は、金子新田地内の農地1筆、945㎡と同じく金子新田地内の農地1筆、833㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

45番は、同じく金子新田地内の農地4筆、91.47㎡を譲り渡し人が同一世帯内の後継者へ贈与するものであります。

46番は、駒込地内の農地1筆、97㎡を譲り受け人、譲り渡し人がお互いの話し合いにより贈与するものであります。

47番は、金子新田地内の農地2筆、1,842㎡を譲り渡し人が同一世帯内の農業従事者へ贈与するものであります。

48番から33ページになります。33ページの55番の8件につきましては、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、それぞれ再設定をするものであります。48番から順に説明いたします。

48番は、栗林地内の農地17筆、1万6,529㎡、49番は、同じ栗林地内の農地1筆、899㎡、50番は、新光地内外の農地計21筆、1万4,726㎡、51番は、柳沢地内の農地14筆、8,193㎡、52番は、土場地内外の農地計17筆、1万496㎡、続きまして53番は、中曽根新田地内の農地16筆、2万9,005㎡、

54番は、北潟地内の農地56筆、1万1,546.92㎡、55番は、吉野屋地内外の農地計13筆、2万1,444㎡、以上8件につきましては、譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、それぞれ再設定をするものであります。

以上、19件が今月の申請分であります。

次の56番につきましては、競落報告でございます。下保内地内の農地3筆、2,946㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、平均をいたしますと10a当たり約36万円であります。また、本件は、9月総会の附帯決議によりまして10月22日付で許可済みであります。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの3件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの8件、合計件数19件で、面積で11万9,961.3㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明をいたします。

議案の35ページをお願いいたします。今月の申請は、19番1件で、面積は155

m²であります。

笹岡地内農地1筆、155m²を賃借権の設定によりこの後審議をしていただきます議第5号の68番で、農地法第5条の許可申請がなされております北側隣接地103m²とあわせて、笹岡下組自治会公民館の駐車場及び通路等の用地として利用したいものです。場所につきましては、笹岡下組自治会公民館北側の通路を挟んで位置しております。公民館に必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数1件、面積で155m²で、書類審査及び現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

36ページをお願いいたします。今月の申請は、18番1件で、面積は400.9m²であります。

大平地内の農地2筆、400.92m²を作業所1棟、屋外資材置き場の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道290号人面トンネル北側800m付近

で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数1件、面積で400.92㎡で、書類審査及び現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、続きまして議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案の38ページをお願いいたします。今月の申請は8件で、合計2,939.32㎡であります。この合計面積には、37ページの64番及び66番の取り消し案件の面積は含まれておりません。

37ページの63番からご説明いたします。63番は、三竹3丁目地内の農地2筆、2,062㎡を売買により取得し、分譲地10区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきま

しては、JR東三条駅東側800m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、64番は、井栗2丁目地内で、平成7年12月22日付で事務所1棟及び中古車展示場用地として5条許可を受けた土地5筆、690㎡の許可を、計画を中止したことから取り消しをしたいものです。場所につきましては、第四中学校東側300m付近で、現在は農地として管理をされております。

65番は、下須頃地内の農地1筆、23㎡を贈与により取得し、排水路の用地として利用したいものです。場所につきましては、JAにいがた南蒲大島支店西側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66番でございます。66番につきましても、取り消し案件でございます。66番は、長野地内で平成12年6月13日付で釣り堀等管理棟の用地として5条許可を受けた土地1筆、527㎡の許可を、賃貸借契約により更地にし返還をしたことから取り消しをしたいものです。場所につきましては、いい湯らてい南側1、200m付近で、現在は農地として管理をされております。

67番は、大島地内の農地4筆、86.32㎡を売買により取得し、駐車場及び雪捨て場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円であります。場所につきましては、大島小学校北側市道を挟んで位置しており、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

68番は、笹岡地内の農地1筆、103㎡を贈与により取得し、先ほど議第3号『事業計画変更承認申請について』の19番でご審議をいただきました申請地の南側隣接地155㎡とあわせ、笹岡下組自治会公民館の駐車場及び通路等の用地として利用したいものです。場所につきましては、公民館北側の通路を挟んで位置しております。公民館に必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

69番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、旧第一中学校南側500m付近で、都市計画用途地域内の第2種中高層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

70番は、原地内の農地2筆、335㎡を売買により取得し、住宅1棟、カーポート1棟及び雪捨て場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円あります。場所につきましては、長沢小学校南側900m付近で、農業公共事業対象外の小集団の低生産性農地であり、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、取り消し案件2件を除き、件数で6件、面積で2,939.32㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法適用外事実確認証明について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農地法適用外事実確認証明について』、いわゆる非農地証明についてご説明をいたします。

議案の39ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計4,863㎡であります。

4番は、上保内地内の農地5筆、1,645㎡について、周囲が山林等からの直接的な影響によって農地としての維持や継続的な利用が困難になったため、非農地としたいものです。

5番から8番の4件につきましては、北五百川地内の農地について、平成23年7.29豪雨災害に伴う治山事業により農地の復旧が行えなくなったため、非農地としたいものです。

5番は、3筆、1,063㎡、6番は、1筆、674㎡、7番は、1筆、452㎡、8番は、5筆、1,029㎡について、それぞれ非農地としたいものです。

なお、5番から8番の4件の申請地につきましては、長岡地域振興局から農振農用地

からの除外審査申し出が提出されており、現在農林課において審査中でございます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第6号『農地法適用外事実確認証明について』は、合計件数5件、面積で4,863㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法の適用を受けない事実の内容を満たしており、非農地として確認することにいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さんでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』、ご説明いたします。

お手元に配付させておりました議第7号参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1番の日程でございます。日程につきましては、11月28日、本日でございますが、本日の総会で決定いただきました農用地利用集積計画、農地法による各申請に基づいて農地の移動処理を行い、各世帯の農地面積を仮確定いたします。この農地面積をもとに、12月25日、農家宛てに直接申請書を送付いたしまして、1月10日までに返信用封筒で申請書を農業委員会事務局に提出いただきたいと思います。とっております。

農家世帯につきましても、市民窓口課のデータに基づいて審査を行い、1月1日現在の世帯員を確定させていただきます。

後日審査会のご案内をいたしますが、1月23日午前9時30分から選挙人名簿審査

会を開催し、名簿登載内容の事前審査及び調査をお願いしたいと思います。

なお、選挙人名簿審査会につきましては、年度当初の農業委員会年間会議予定では、1月26日に予定をさせていただいておったところでございますが、事務局の都合でまことに恐縮ですが、現在利用しております電算システムが来年1月1日から新たな電算システムに移行することから、調査結果集約のためのデータ入力作業に不測の時間を要することも想定をされることから、前倒して審査会の開催をお願いするものであります。

その後、1月30日の定例総会において選挙人名簿の意見決定いただき、同日選挙管理委員会へ送付する予定としております。

2番の審査内容につきましては、(1)の①として、一般農業者の場合は、10アール以上の農地で耕作の業務を営む農業経営主、経営主の同居の親族または配偶者で、年間耕作従事日数がおおむね60日以上の方が選挙権ありに該当いたします。

②としまして、農業生産法人の場合は、10アール以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間耕作日数がおおむね60日以上の方が選挙権ありに該当いたします。

(2)の従事程度の審査は、①から⑥に該当する方について重点を置いて審査をしていただきたいと思いますと考えております。

3番の審査方法につきましては、先ほど日程の中でご説明いたしました、1月23日午前9時30分から選挙人名簿審査会を開催し、例年どおり委員の皆様から各地区ごとに審査確認をしていただき、その調査結果に基づき総会で意見決定をしていただきます。意見決定をいただいた選挙人名簿を選挙管理委員会に送付するものでございます。

なお、裏面に関係する法律等抜粋してございますので、後ほど参考にごらんいただきたいと思います。

なお、現委員の皆さんにおかれましては、選挙権がなくならないようご注意くださいと思います。

以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま事務局が説明申し上げた手順で審査をすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第6号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月22日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、26日を予定しております。

なお、開会時間は午後3時を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。そして、終了後、忘年会を開催したいと思いますので、その件につきましても出席のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (1 4 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 2 番)
